

石川県公安委員会規程第2号

火薬類取扱場所の立入検査に関する規程を次のように定める。

昭和42年12月25日

石川県公安委員会

火薬類取扱場所の立入検査に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、火薬類取締法(昭和25年法律第149号。以下「法」という。)第43条第2項の規定に基づき、火薬庫消費場所その他火薬類を取り扱う場所(以下「火薬類取扱場所」という。)について、警察職員が行う立入検査に関し必要な事項を定めるものとする。

(立入検査の目的)

第2条 立入検査は、火薬類の盗難、その他不正流出及び災害事故を防止することを主たる目的とする。

(立入検査の種別)

第3条 立入検査の種別は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 通常立入検査 年間を通じて計画的に行う場合をいう。
- (2) 一斉立入検査 警察庁の計画に基づき全国的な規模で行う場合及び警察本部長(以下「本部長」という。)の指示に基づき、県下一斉に行う場合をいう。
- (3) 新規立入検査 新たに火薬類を取り扱うこととなつた場所に対して行う場合をいう。

(立入検査を行う者)

第4条 立入検査は、次の者が行う。

- (1) 石川県警察本部及び警察署の火薬類に関する事務を担当する警察職員
- (2) 火薬類取扱場所を所管区とする地域警察官
- (3) 石川県警察本部生活安全部生活安全企画課長及び警察署長は、必要な場合において所属職員のうちから指定した者

(措置要請)

第5条 本部長は、法第52条第4項の規定により石川県知事に措置要請の必要がある事項その他重要特異な事項を知つたときは、速やかに石川県公安委員会に報告しなければならない。

(実施細目)

第6条 この規程施行のため必要な細目的事項は、本部長が定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和42年12月15日から施行する。
- 2 火薬類取扱場所の立入検査等に関する規程(昭和36年石川県公安委員会規程第2号)は廃止する。

附 則(昭和53年4月11日公安委員会規程第1号)

この規程は、昭和53年4月11日から施行する。

附 則(平成19年7月26日公安委員会規程第8号)

この規程は、平成19年7月26日から施行する。